

放送を巡る諸課題に関する検討会

災害時の放送の確保に関する検討分科会(第1回)資料

令和2年3月4日

事 務 局

検討の範囲

1 背景・目的

近年、豪雨・台風等の災害が多発しており、直近では、令和元年9月に台風第15号(令和元年房総半島台風)、同年10月には台風第19号(令和元年東日本台風)による記録的な大雨や暴風により、各地で被害が発生した。災害時には、放送による情報の確保が重要となるが、停電等による長期間の放送停波事故が発生する等の課題がある。

上記を踏まえ、本検討分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で開催される会合として、災害時における放送の確保に関する検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討分科会は、「災害時の放送の確保に関する検討分科会」と称する。

3 検討事項

- (1)放送インフラの耐災害性強化
- (2)情報難民の解消に向けた取組
- (3)地域における関係者の連携強化
- (4)その他

- 災害情報の伝達は、放送だけでなく、通信も重要であるが、本分科会では、放送を巡る諸課題に関する検討会の分科会として、放送による災害放送の確保について検討する。その中でも、**災害時には地域ごとの情報の取得が重要**であることから、**地域情報を放送する有線放送(ケーブルテレビ)及び地上放送を主な検討対象**とする。
- 発災時における警報の伝え方や放送時間数等、放送の内容や編成等コンテンツに関わることは、放送事業者の自主性が最大限尊重されるものであり、本分科会では、**放送事業者が放送を不断に持続でき、かつ、受信者が放送を受信できる環境整備を中心に検討**する。

検討の背景

頻発化・激甚化する災害

- 近年、相次ぐ災害により、人命・財産が失われる被害が発生している。とりわけ、**台風・集中豪雨等による大規模な災害が頻発化・激甚化**している。
- 直近では、令和元年9月の台風15号により死者1名、7万棟を超える住家被害、最大934,900戸の停電が発生した。また、同年10月の台風19号により死者・行方不明者100名以上、9万棟を超える住家被害、最大521,540戸の停電が発生した。

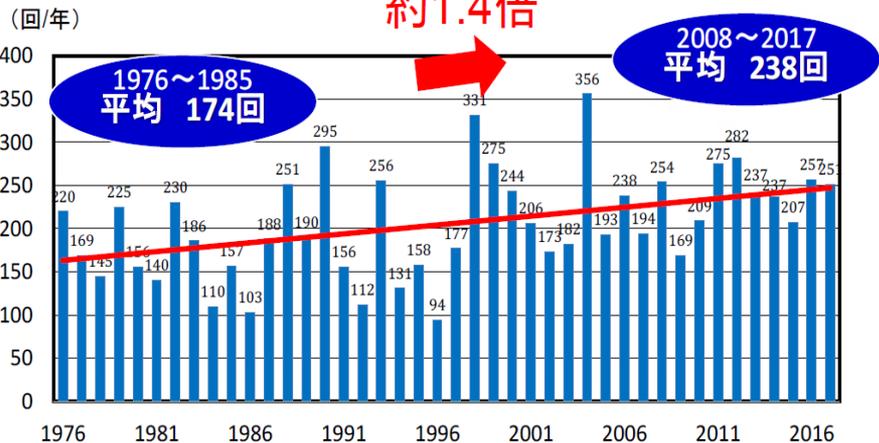
豪雨災害の頻発化

1時間降雨量50mm以上の年間発生回数
(アメダス1,000地点当たり)

約1.4倍

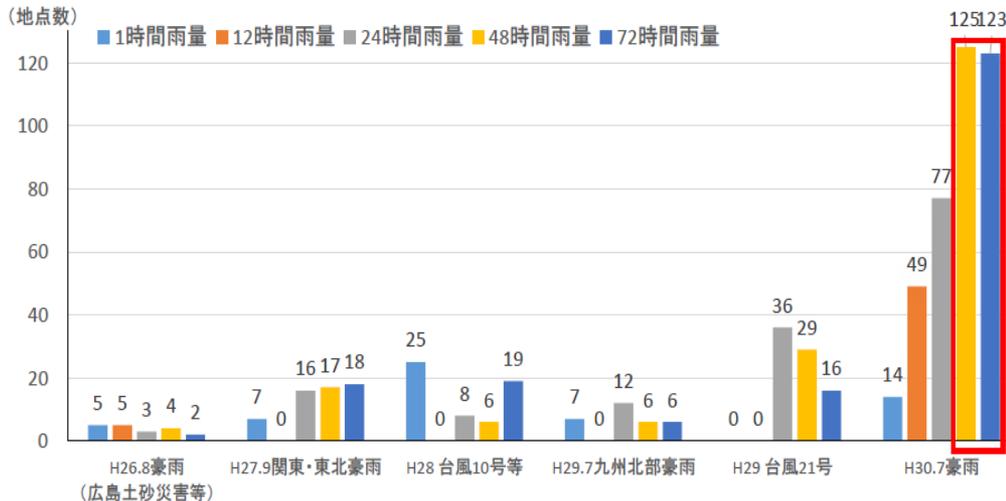
2008~2017
平均 238回

1976~1985
平均 174回



豪雨災害の激甚化

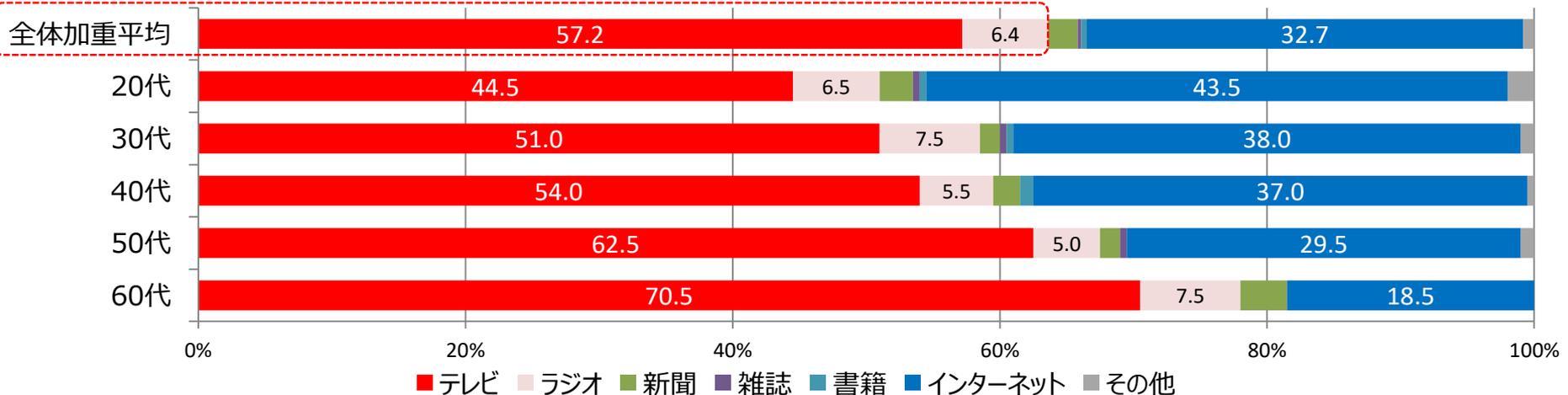
各時間雨量が観測史上1位を更新した地点数



(出典)国土交通省社会資本整備審議会大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会(第3回)資料

- 災害発生時において、人命・財産等の被害を最小限にとどめるためには、事前の気象予報、災害情報、避難情報等を確実に取得することが重要である。
- こうした情報取得に当たっては、**瞬時かつ一斉に、信頼できる情報を伝達することができる点に、放送の優位性**が認められる。
- 総務省のインターネットアンケート結果によると、「災害の情報を収集するのに最も利用するメディア」として、63.6%が放送(テレビ・ラジオ)を選択するなど、国民からの期待も非常に大きい。さらに、**60代では78%が放送を選択するなど、とりわけ災害弱者となりやすい世代が活用する傾向**にある。

災害の情報を収集するのに最も利用するメディア



(出典)総務省「IoT時代における新たなICTへの各国ユーザーの意識の分析等に関する調査研究(平成28年)」
 ・調査対象:20代~60代の男女。年齢(20、30、40、50、60代)、性別(男女)で各100件ずつ、合計1,000件のサンプルを回収。
 ・調査結果を平成28年版情報通信白書で使用。

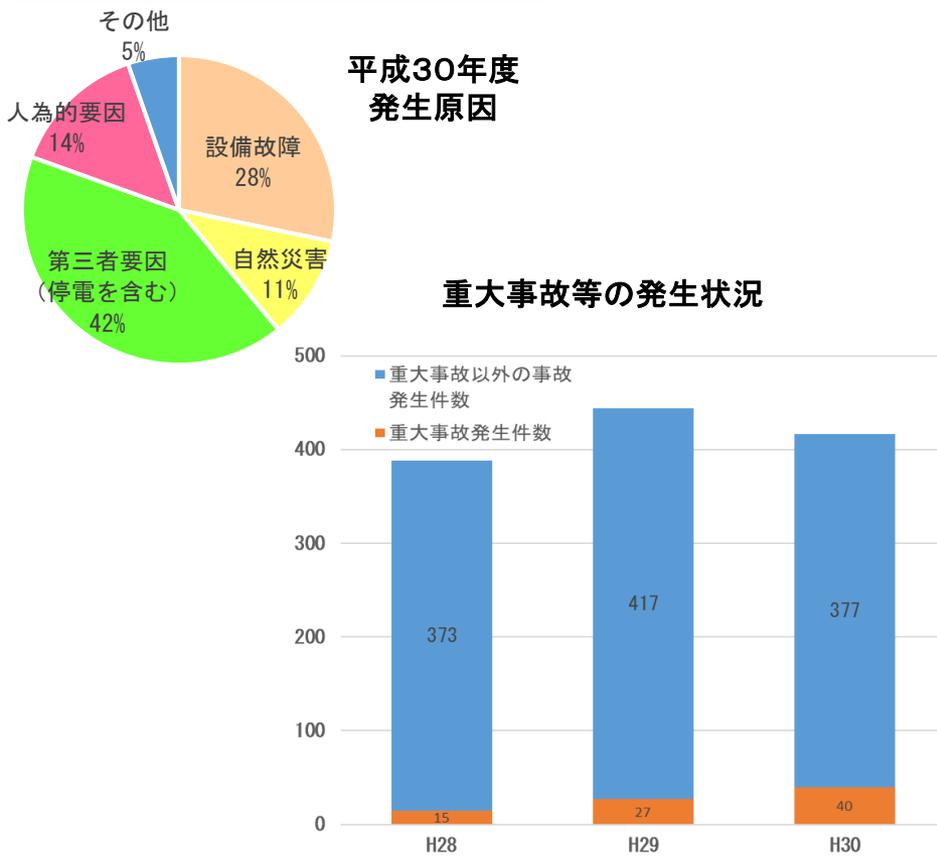
直面する課題

(1)送信側に関わる課題

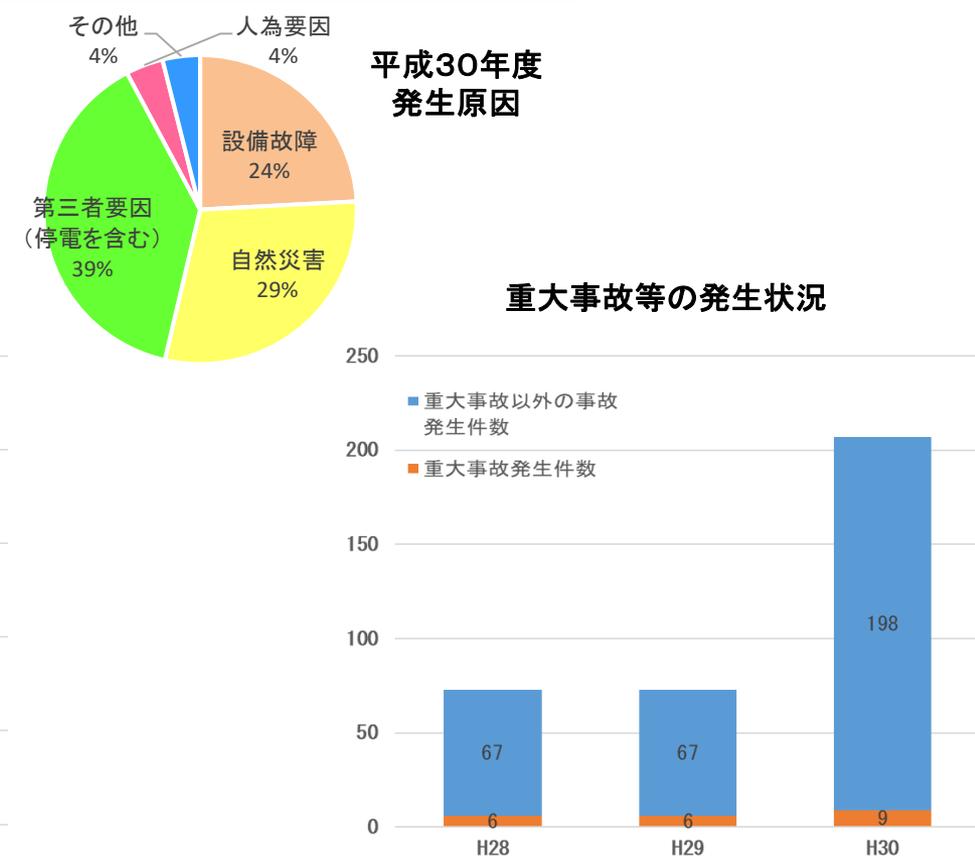
放送の停止の発生状況

- 放送設備は、災害情報を含む重要なインフラとして、これまでも放送事業者がその強化の取組を進めてきたが、**依然として自然災害による停止事故件数に減少傾向が見られない状況**である。
- なお、停止事故の原因としては、地上系・衛星系、有線放送とも停電・断線に起因するものが多い傾向にある。

地上系・衛星系の停止事故発生状況



登録有線一般放送の停止事故発生状況



(出典)総務省「放送の停止事故の発生状況(平成30年度)」をもとに作成

令和元年房総半島台風(台風15号)・ 令和元年東日本台風(台風19号)による影響

		重大事故	重大事故以外	影響世帯数 (合計・概数)
ケーブルテレビ	房総半島台風 (台風15号)	2件	19件	156,800世帯
	東日本台風 (台風19号)	0件	22件	51,000世帯
地上テレビジョン放送	房総半島台風 (台風15号)	0件	18件	18,290世帯
	東日本台風 (台風19号)	0件	13件	6,620世帯
地上ラジオ放送	房総半島台風 (台風15号)	0件	2件*	18,002,000世帯
	東日本台風 (台風19号)	0件	1件	21,000世帯
コミュニティ放送	房総半島台風 (台風15号)	1件	2件	182,250世帯
	東日本台風 (台風19号)	3件	4件	125,860世帯

・ 1件は親局停波だが、予備送信所から放送を継続。

【参考】重大事故の基準

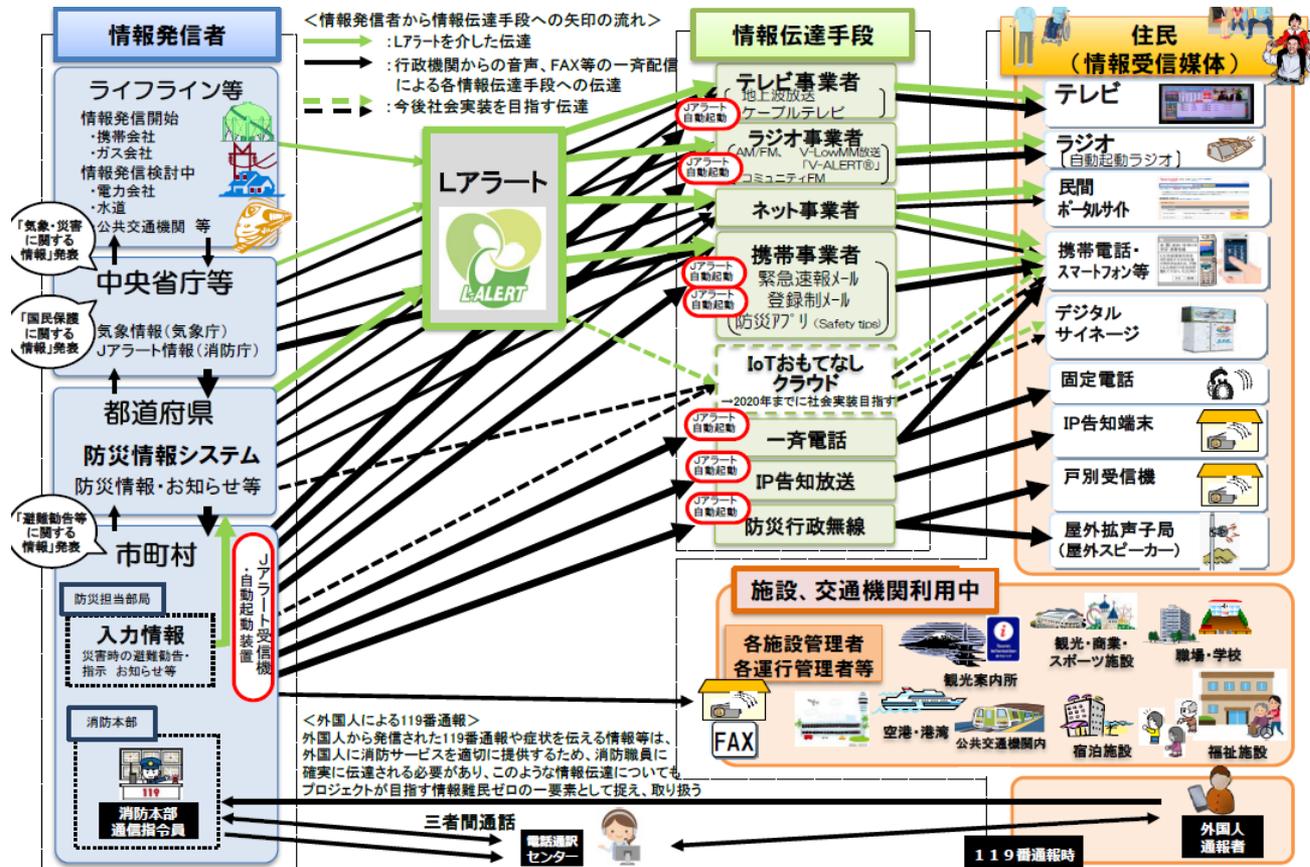
	放送の停止時間	影響利用者数
ケーブルテレビ	2時間以上	3万以上
地上テレビジョン放送・地上ラジオ放送	《親局》15分以上 《重要な中継局》2時間以上	—
コミュニティ放送	《親局》2時間以上 《中継局》該当なし	—

(2) 受信側に関わる課題

災害情報の確実な伝達

- 災害情報に関しては、通信及び放送が活用され、住民に確実に届くようにすることが必要である。
- 災害情報の入手に当たって、住民は、時と場所を問わず、自由に、メディアを選択できるようにすることが望ましいが、高齢者や条件不利地域の住民の場合には、メディアの選択肢の幅が狭く、放送に依存せざるを得ない場合もある。

行政機関から災害に関する情報が住民へ伝達される一般的な流れ



※Jアラート自動起動:市町村に設置されたJアラート受信機及び自動起動装置が運動する情報伝達手段へ自動的に情報を伝達

高齢者等の情報難民への対応

- 受信者側の課題として、**市町村が発信する防災行政無線については、雨音にかき消されて聞こえないといった問題**が指摘されている。また、**インターネットについても、災害時に早期の避難が必要となる高齢者の利用が低くなっている。**
- 高齢者の多くが災害情報の取得に当たって利用する**放送についても、受信端末が起動していないと情報を得られない**という問題がある。

自治体による情報提供にも課題

2019年11月13日読売新聞

最強台風 無線かき消す



台風被害の野球場再建を
助産師し一気さん、上原さん参加

2019年11月19日毎日新聞

台風 避難伝達に苦慮



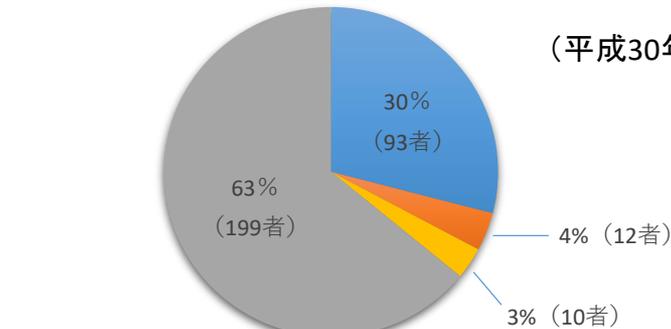
深夜指示に限界

自治体独自発令も

19年1カ月
CL
クローズ
アップ

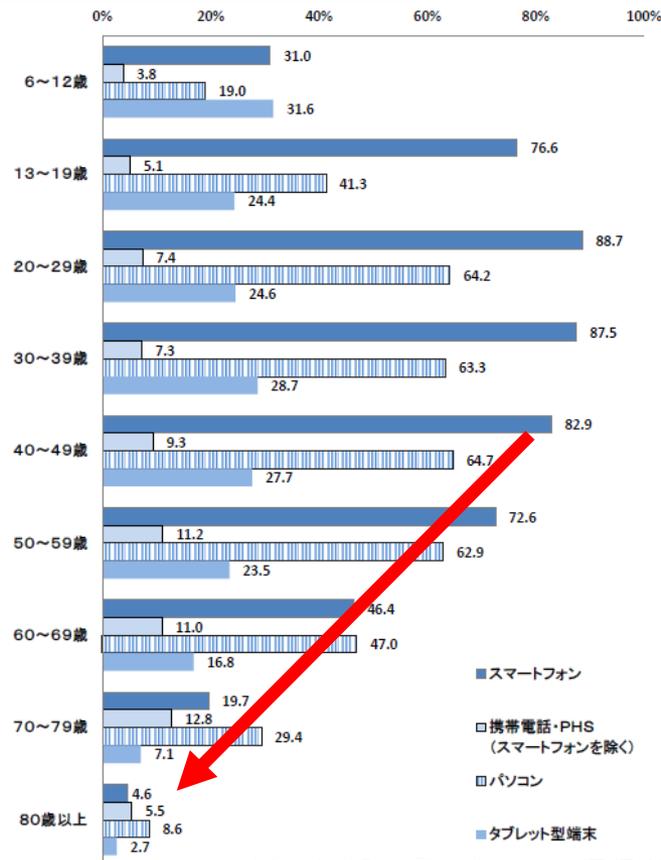
CFM事業者による自動起動ラジオの導入状況

(平成30年11月末現在)



■ DTMF方式 ■ Comfis方式 ■ EWS方式 ■ 未導入 (出典) 総務省調べ

年齢別インターネット利用機器の状況

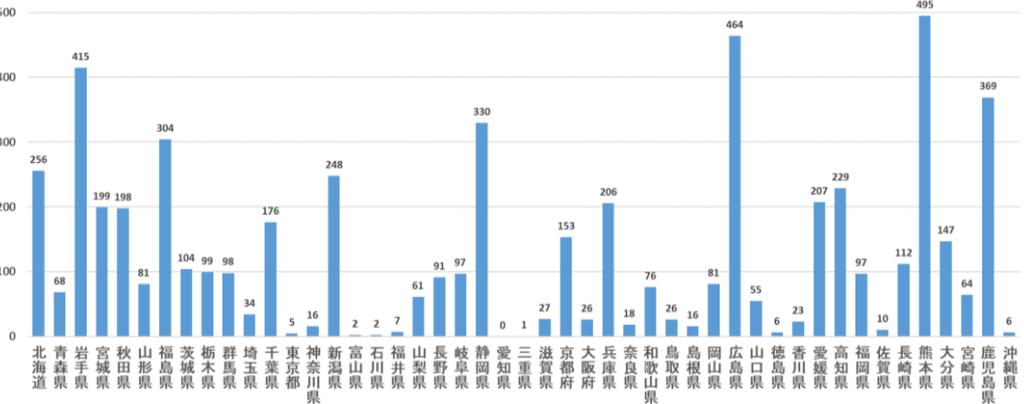


(出典) 総務省「平成30年度通信利用動向調査」

過疎地等の情報難民への対処

- アンテナを設置しても放送を受信できず、しかも、ケーブルテレビの営業エリア外の地域や、ブロードバンドが未整備の地域等、**情報入手に不利な地域が存在する。**
- これらの地域においては、**共同受信施設を利用して放送を受信しているが、施設の老朽化や組合の構成員の減少・高齢化等の課題がある。**

地デジ移行支援事業により整備した辺地共聴施設の都道府県別件数



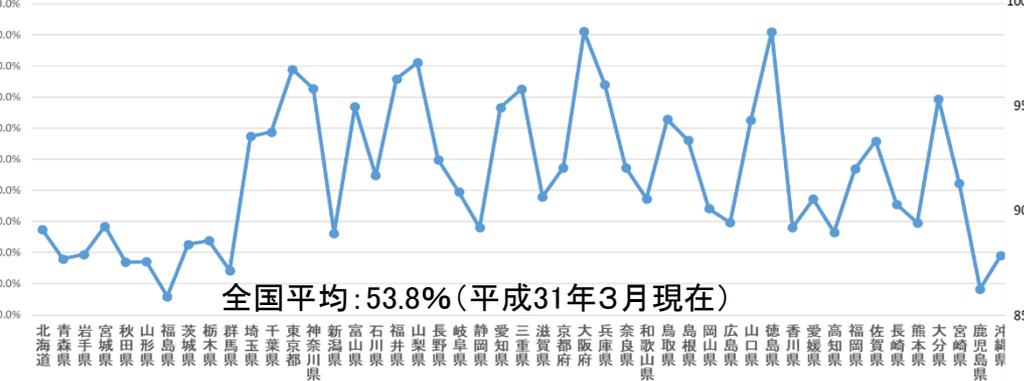
辺地共聴施設の老朽化の事例



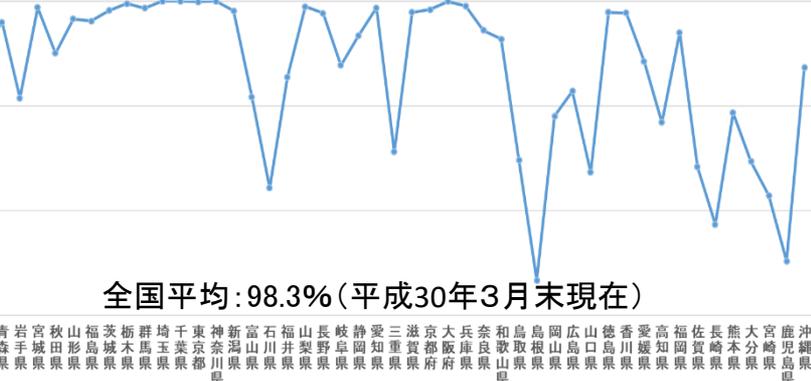
傾いた木柱

自然木を電線の架柱として利用

都道府県ケーブルテレビ普及状況



都道府県FTTH整備状況



(出典)いずれも総務省調べ

(3) 災害情報の充実等に関する課題

災害時における放送

- 災害時の放送による情報提供について、放送事業者は、各社の使命に基づき、災害情報の放送の充実に尽力している。**県域放送は都道府県レベルの広域情報、ケーブルテレビ等は市町村レベルの狭域情報が中心であり、それぞれの特色を活かした災害放送を実施している。**
- 一部地域では、災害時等で事業者間で連携する取組も見られるが、放送の多元性や多様性も十分に考慮したうえで、連携することにより地域の災害情報の充実につながる可能性がある。

県域放送が提供する広域の情報



東日本大震災の報道の例
(出典)「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」第2回会合 民放連説明資料より

CATVが提供する市町村単位の情報

きょう 14日 木更津市 自主避難所の開設

自主避難する際には、食料・飲料水、着替え、ラジオなど最低限の必需品を準備してください。

【開所時間】午後9時30分まで

- 文京公民館 ○清見台公民館
- 畑沢公民館 ○金田地域交流センター

※午後9時30分の段階で自主避難者がいない場合は閉鎖

きょう 14日 木更津市 携帯電話の充電場所

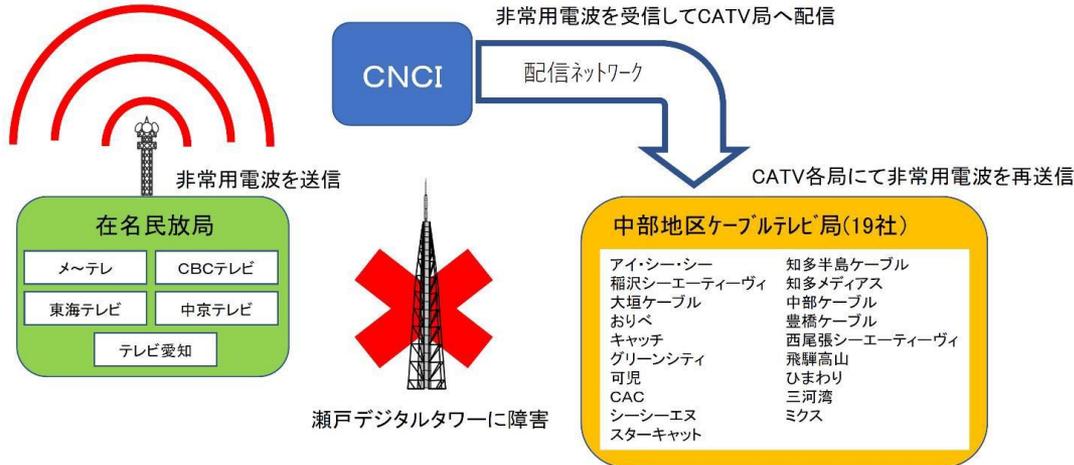
日時=9月14日(土) 午後9時30分まで
場所=若根公民館 清見台公民館 文京公民館
若根西公民館 東清公民館 畑沢公民館
中郷各公民館 金田地域交流センター
市民活動支援センター

日時=9月14日(土) 午後5時まで
場所=市民総合福祉会館

日時=9月14日(土) 午後5時15分まで
場所=木更津市役所 朝日庁舎

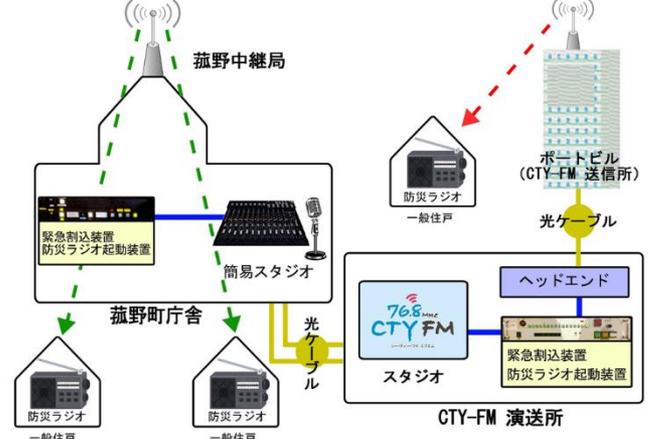
事業者間の連携事例

地上民放の親局が災害等によって機能不全となった場合に、CATV事業者のネットワークによって放送を配信する協定を締結した事例



(出典) 2019年3月5日名古屋テレビ放送(株)プレスリリース資料

CATV事業者とFM事業者が連携し、自動起動ラジオを使って行政からの緊急情報を配信する事例



(出典)「コミュニティ放送等を活用した自動起動ラジオ地域事例集(平成29年)」(株式会社シー・ティー・ワイ: CTY-FMによる防災ラジオシステム)

検討課題(案)

(1) 放送インフラの耐災害性強化

- ・災害時における不断の放送のためのインフラ強化 等

(2) 情報難民の解消に向けた取組

- ・高齢者に対する情報提供手段
- ・条件不利地域における情報取得手段の確保 等

(3) 地域における関係者の連携強化

- ・災害時の業務連携の円滑化 等

<参考>

現行の制度・取組

法令による災害対策①

- 放送が、国民に必要な情報をあまねく届けるために極めて高い安全信頼性が求められることを踏まえ、地上基幹放送事業者及び有線一般放送事業者に関して設備の維持、重大事故の報告義務、設備に関する報告及び検査、設備の改善命令の規定がある。

技術基準及び適合維持義務【法第111条、第112条、第121条、第136条】

- 地上基幹放送事業者及び有線一般放送事業者は、電気通信設備を総務省令で定める**技術基準に適合するように維持しなければならない**。
- 本技術基準は、次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - ・設備の損壊又は故障により、地上基幹放送の業務及び一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

重大事故の報告義務【法第113条、第137条】

- 地上基幹放送事業者及び有線一般放送事業者は、設備に起因する放送の停止その他の**重大な事故**であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、**総務大臣に報告しなければならない**。

設備の改善命令【法第114条、第138条】

- 総務大臣は、設備が総務省令に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該**技術基準に適合するように当該設備を改善すべきことを命ずることができる**。

設備に関する報告及び検査【法第115条、第139条】

- 総務大臣は、設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該設備を設置する場所に**立ち入り**、当該設備を**検査させることができる**。

- 放送が、非常災害時における最も有効な情報伝達手段として重要な役割を果たしていること等を踏まえ、**放送法(第108条)において、基幹放送事業者に対し、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合等における災害放送を義務づけている。**
- また、放送法(第4条第2項)において字幕放送が努力義務とされている趣旨を踏まえ、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において、大規模災害等緊急時放送について、できるだけ字幕を付与することとしている。
- 災害対策基本法(第6条)において、**指定公共機関(内閣総理大臣が指定)であるNHK及び指定地方公共機関(都道府県知事が指定)に指定されている放送事業者は、災害に関する情報の収集及び伝達の努力義務が課されている。**

○ 放送法第108条(災害の場合の放送)

基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、**暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。**

○ 災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、**指定公共機関(※1)及び指定地方公共機関(※2)**、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、**法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。**

※1 日本放送協会が指定を受けている。

※2 都道府県ごとに異なるが、放送事業者(地上民放(テレビ、ラジオ)、ケーブルテレビ事業者)が指定されているケースが多い。



放送の災害対策に関する補助制度①

- 国による放送の災害対策として、放送法等による規律のほか、
 - ・ 放送ネットワーク整備支援事業(令和2年度予算案38億円)
 - ・ 放送事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業(令和2年度予算案100億円)
 - ・ 民放ラジオ難聴解消支援事業(令和2年度予算案2億円)
 - ・ 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業(令和2年度予算案1.6億円)
 等の補助事業を実施している。
- 具体的には、地上基幹放送の災害対策保管送信所の整備、ケーブルテレビネットワークのFTTH化、ケーブルテレビ幹線の2ルート化、災害情報等放送・伝送システム(自動起動ラジオの普及に資する放送設備、地域BWA基地局等)の整備等を支援している。

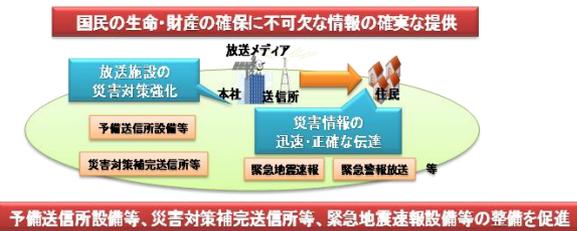
放送ネットワーク整備支援事業

放送ネットワークの強靱化により、災害発生時における情報伝達を確実にするため、①テレビ・ラジオ等の予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備、②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等、③災害情報等放送・伝送システムの整備にかかる費用の一部を補助する。

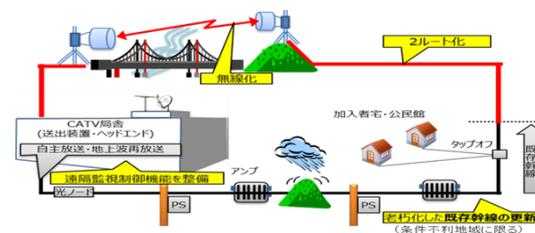
予算 令和2年度予定額 3.7億円 令和元年度当初予算額 3.7億円

- (1)事業主体
地方公共団体、第3セクター
- (2)補助対象
予備送信所設備の整備、ケーブルテレビ幹線の2ルート化、自動起動ラジオの普及に資する放送設備の整備、地域BWA基地局の整備等
- (3)補助率
(1)地方公共団体:1/2
(2)第三セクター:1/3

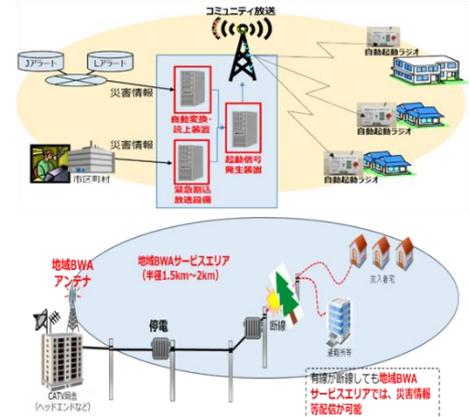
①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



③災害情報等放送・伝送システム整備事業

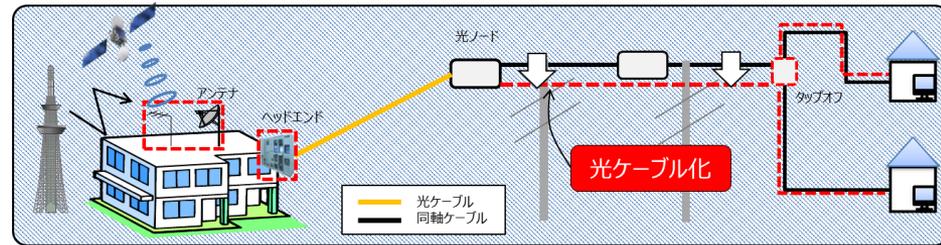


放送事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

局所的豪雨災害等への課題に対処するため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施

予算 令和2年度予定額 10億円 令和元年度補正予算額 10.9億円 令和元年度当初予算額 43.1億円

- (1) 事業主体: 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- (2) 補助対象地域: 以下の①～③のいずれも満たす地域
 - ① ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
 - ② 条件不利地域、③ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- (3) 補助対象(右図の赤字部分)
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等の整備
- (4) 補助率
 - (1) 市町村及び市町村の連携主体: 1/2
 - (2) 第三セクター: 1/3

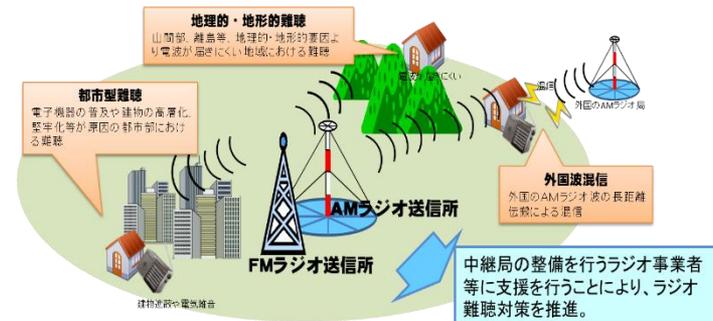


民放ラジオ難聴解消支援事業

ラジオの難聴解消のため、中継局の整備費用の一部を補助する。

予算 令和2年度予定額 2.0億円 令和元年度予算額 11.4億円

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
 - ・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
 - ・都市型難聴 1/2

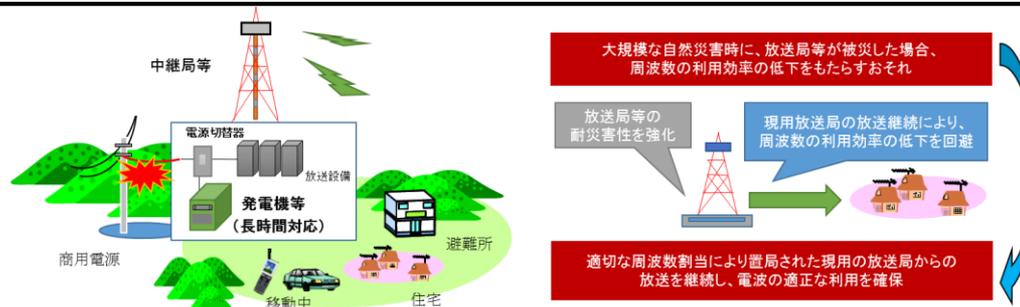


地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

大規模災害時における中継局等からの放送継続のため、テレビやラジオの中継局等の耐災性強化のための費用の一部を補助する。

予算 令和2年度予定額 1.6億円 令和元年度予算額 3.0億円

- (1) 事業主体: 地上基幹放送事業者等、自治体等
- (2) 補助対象: ① 停電対策、② 予備設備の整備
- (3) 補助率: 自治体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3

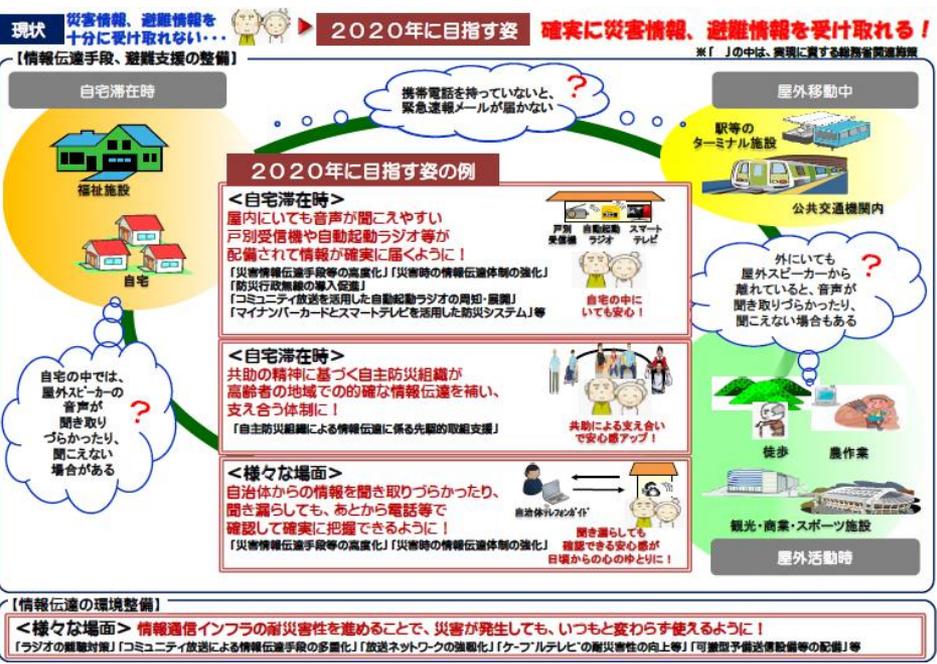


- 総務省では、災害時に訪日・在住外国人や高齢者等が情報難民とならないよう、「**情報難民ゼロプロジェクト**」として**各種施策を展開**している。
- 特に放送分野においては、これまでに、放送ネットワークの強靱化、ケーブルテレビの耐災害性の向上、ラジオの難聴対策、戸別受信機の導入促進等の取組を行っている。

プロジェクト(外国人に対する災害情報の伝達)概要



プロジェクト(高齢者に対する災害情報の伝達)概要



これまで、総務省では、「情報難民ゼロプロジェクト」として防災行政無線・コミュニティFMの戸別受信機の導入促進、ラジオの難聴対策等に取り組んでいる。

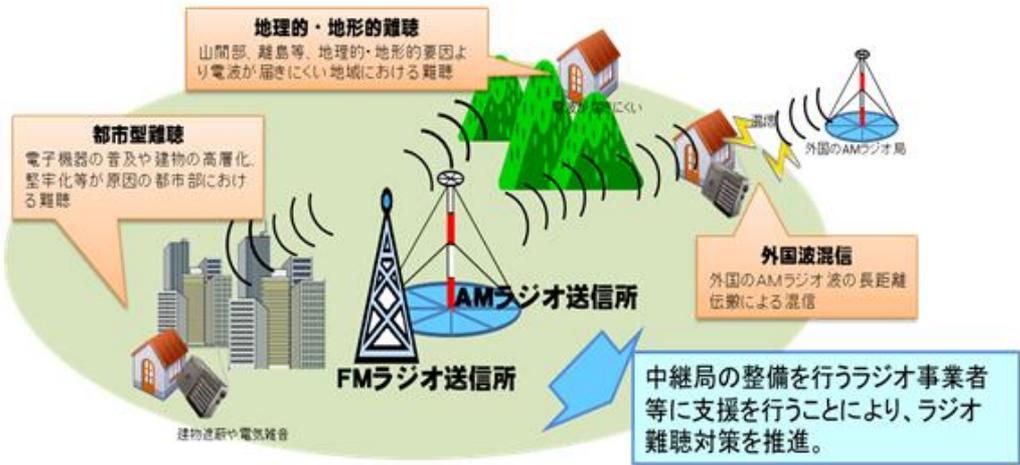
戸別受信機の導入促進



○現在の関連施策

- ・ 戸別受信機の導入促進事業
(令和元年度補正予算:4.2億円)
→ 配備が進んでいない市町村への無償貸付、未配備市町村への個別訪問・モニター事業を実施
- ・ 災害情報等放送・伝送システム整備事業
(令和2年度予算案:0.4億円)
→ コミュニティFM事業者が防災行政無線の補完的役割を果たせるよう、自動読上装置、緊急割込放送装置等の整備費用の一部を補助

ラジオの難聴対策



○現在の関連施策

- ・ 民放ラジオ難聴解消支援事業
(令和2年度予算案:2.0億円)
→ ラジオの難聴解消のため、中継局の整備費用の一部を補助